

飲酒運転防止・根絶のための校内ルール

長野県伊那北高等学校

本校では、標記について次のとおり定める。なお、ここでいう酒席の対象となるものは、学校全体および学年会、教科会等で行う勤務場所から直接酒席に向かうものを指す。

1 酒席への参加について

- (1) 校内の飲酒を伴う会合については、会場への交通手段、飲酒の有無、帰宅方法を事前に管理職（管理職がいない場合は、幹事）が確認する（会合届等）。
- (2) 飲酒習慣のない教職員及び当該懇親会で飲酒を予定しない教職員を除き、懇親会には原則として自家用車等では参加しない。やむを得ず、自家用車で参加し運転代行を利用する場合は、事前に手配を済ませてから参加する。

2 酒席会場における留意事項

- (1) 酒席会場では、開会に先立ち管理職（管理職がいない場合は、幹事）が以下の内容を確認する。
 - ・飲酒運転は絶対にしないこと。
 - ・運転代行を利用する場合は、事前に手配すること。
 - ・翌日の勤務を考慮し、酒量に気をつけること。
 - ・翌朝運転する予定がある場合は、深夜におよぶ過度な飲酒を慎むこと。
 - ・飲酒終了時から車を運転するまでの間に、適切で十分な時間を確保すること。
- (2) 酒席終了時には、改めて管理職（管理職がいない場合は、幹事）が2(1)の内容を確認する。

3 私的な酒席への参加について

会合届等は不要だが、2の内容に準じて十分に注意する。

4 その他

本ルールについては、年度当初の職員会で確認をする。